破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７６８号
札幌市白石区中央２条４丁目９番40―306号
債務者　笠井　友美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７６号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番１号　二十四軒グローリーマンション301号
債務者　川野輪　亮
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９７号
札幌市北区新琴似10条９丁目１番15号　弥生荘102号
債務者　高本　賢二
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３５号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番14号　ルミエール美園107号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４８号
札幌市豊平区月寒東５条18丁目17番17号　コーポ嶋村101号
債務者　荒木田照明
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
岐阜県土岐市駄知町1263番地の38　土岐市恵風荘
債務者　Ｒ・Ｄこと　虎澤　綾子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第９７３号
堺市西区上野芝町５丁６番８号、前住所堺市南区三原台１丁３番38―304号
債務者　黒山　香子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
兵庫県加古川市別府町別府585番地の１別府ハイツＢ―103号、申立時の住所堺市堺区三宝町４丁243番地22
債務者　宮脇　啓忠
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
堺市美原区真福寺74番地２　アジュール105号
債務者　中尾　泰規
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
大阪府羽曳野市西浦1623番地の１―105
債務者　荒木　賀子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
堺市南区原山台５丁10番１―110号
債務者　宇治田充代
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池101号、前住所堺市北区黒土町14番地９メゾンサイプレスＩ―208号
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
堺市北区常磐町３丁200番地１　シャーメゾン陽明Ａ203号、前住所大阪市住吉区長居西３丁目６番４号　長居ハザマコーポ103号
債務者　深堀　由香
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
堺市東区日置荘西町３丁21番24号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町２丁83番地
債務者　たこ房こと　伊達　民郎（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
堺市西区鳳東町４丁333番地５　マスターズエル鳳東26―303号
債務者　木牟禮和美（旧姓姫島）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地　諏訪森団地２棟501号、前住所大阪府岸和田市春木泉町１番５―402号
債務者　藤下　朋哉
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係